三次市会計年度任用職員受験案内

職種・職の概要	**医事事務員** 病院内の医療事務全般の業務を担当する医事課の事務を支援する目的で設置する職であり，診療録管理事務，診療情報処理支援事務などを担います。
募集人数	フルタイム：５人程度
申込受付期間	令和５年２月　９日（木）午前８時３０分から 令和５年２月２０日（月）午後５時１５分まで
業務内容	診療録管理規定に基づく管理，個人ファイルの作成及び移動管理，ＣＤＳスキャナー取込，診療情報開示申請に係る診療録の複写，電子カルテシステムやワード・エクセルを利用した診療情報処理支援事務など
受験資格	次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。 １　令和５年４月１日に採用可能である人 ２　フルタイム（週３８時間４５分）の勤務が可能である人 （※地方公務員法第１６条各号のいずれかに該当する人は受験できません。 ⑴　拘禁刑以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ⑵　三次市職員として懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から２年を経過しない人 ⑶　日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した人）
受験手続	１　提出書類 ⑴　履歴書（申込書）【指定様式】 必要事項を自書又は入力してください。申込前６か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦４㎝横３㎝）を所定の位置に貼ってください。 ⑵　自己アピールシート 各設問に沿って，自己アピールシートを作成してください。 ⑶　返信用封筒 後日受験票を送付しますので，申込者自身の宛て先（郵便番号，住所及び氏名）を明記し，<u>８４円分の切手</u>を貼った長形３号封筒（12.0㎝×23.5㎝）を同封してください。 ２　提出方法・期限 ⑴　直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし，土・日曜日，祝日は受付しておりませんので注意してください。 ⑵　郵送 提出書類を角形２号封筒（24.0㎝×33.2㎝）に入れ，封筒の表左下に赤字で「採用試験申込（**医事事務員**）」と書き，裏に差出人の住所・氏名を明記し，郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。
受験票の交付	受験票は，申込時に提出された返信用封筒により，令和５年２月２０日（月）までに発送する予定です。令和５年２月２１日（火）までに届かない場合は，問合せ先へご連絡ください。

試験	日時	令和５年２月２４日（金）
	場所	市立三次中央病院２階会議室（三次市東酒屋町１０５３１）
	方法	面接試験（個人ごとの面接による口述試験，約１０分）
	携行品	受験票
審査・合格～採用	審査	合否については，面接試験，書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合格発表	合格発表の時期は，試験当日にお知らせします。受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお，電話での合否の問い合わせにはお答えできません。
	名簿登載（職種別）	試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用候補者の名簿登録期間は，令和６年３月３１日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。
	採用決定	採用候補者名簿登載者を令和５年４月１日に採用します。 ※予算の都合等により採用されない場合があります。
個人情報の取扱い	履歴書（申込書）等に記載された個人情報については，この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。	
主な勤務条件	任用期間	令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで ※条件付採用期間有
	勤務場所	市立三次中央病院
	勤務時間	月曜日から金曜日 午前８時３０分～午後５時１５分 ※休憩時間６０分有 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有
	休日	土・日曜日，祝日，年末年始（12/29～1/3）　※振替有
	休暇制度	年次有給休暇，特別休暇（有給・無給）ほか
	給料・報酬	（行政職給料表１－１１号給） 月額１５８，５００円
	手当制度	時間外勤務手当，休日勤務手当，通勤手当，期末手当ほか
	福利厚生	健康保険（市町村職員共済組合短期組合員），厚生年金保険，雇用保険，災害補償等 ※一定の要件に該当した場合は雇用保険被保険者資格を喪失し，市町村職員共済組合一般組合員の資格を取得します。
	服務	地方公務員法第３０条から第３８条の規定が適用されます。
	分限・懲戒	地方公務員法第２８条（分限）及び第２９条（懲戒）の規定が適用されます。
申込・問合せ先	〒728-8502　三次市東酒屋町１０５３１番地　市立三次中央病院 三次市市民病院部医事課医事係　会計年度任用職員事務担当 TEL 0824-65-0101（代表）　FAX 0824-65-0159 受付時間：月～金曜日の 8：30～17：15（祝日を除く）	

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は，その規定に従います。